

錦江町公共施設民営化ガイドライン

平成 25 年 4 月

錦 江 町

■趣旨

本ガイドラインは、本町が民営化を推進していくための基本方針を定め、民間の優れたノウハウを利用することによって、利用者の利便向上、雇用創出を図り、地域経済の浮揚に資するとともに、行財政基盤の確立を図ることを目的としています。

そのため、本ガイドラインの対象は、町が直営で行っている事業のうち、現に町内において企業もしくは団体等が同様の事業を展開している事業又は専門的な技術が必要とする事業の民営化を対象としています。

なお、本ガイドラインは、総合振興計画、行政改革大綱の進捗など取り巻く環境の変化に応じ、適宜、見直すこととします。

■期間

本ガイドラインの期間は、平成 25 年度から第 2 次行政改革大綱の最終年度である平成 29 年度までの 5 年間とします。

目 次

1. 民営化の必要性	1
2. 民営化による効果	2
(1) 「協働のまちづくり」への重要な手法		
(2) 効率的、効果的な公共サービスの提供		
(3) 経費節減による行財政基盤の確立		
(4) 地場企業等の活用・育成による地域活性化		
3. 本町における民営化の方針	3
(1) 民営化の方針		
(2) 民営化の実施基準		
(3) 住民等への説明・協議		
4. 本町における民営化の進め方	4
(1) 民営化の進め方		
(2) 条件整備の検討		

1. 民営化の必要性

- (1) 近年、NPO、企業等の民間活力を利活用する、いわゆる「官から民へ」の流れの中で、全国の自治体において民間移行が積極的に推進されています。

その背景には、行政は地域住民に対するサービスの提供と財政の健全化という、宿命的課題を抱えており、民営化はサービスの質を維持・向上させ、サービスそのものを提供し続けるとともに、行政コストの削減につながるものとして、有効かつ合理的な行政手法の一つとして認知されてきたことによります。

特に、地方においては、民間の団体、企業等の事業展開が乏しかったことにより、様々な分野において行政がサービス提供者となっており、過疎化、少子・高齢化の進展に伴い、財政上の問題が顕在化してきたことや、職員数の減少などから、民間移行が積極的に推進されています。

- (2) 将来にわたって安定的にまちづくりを推進するためには、行財政基盤の確立を目指していかなければなりません。

本町の財政は、地方交付税の依存度が極めて高く、地方交付税の動向によっては益々厳しい運営が迫られることとなります。合併後の特例措置が終了する平成 32 年度の歳入状況を想定し、それに対応した行財政基盤の確立が求められています。

今後のまちづくりに関しては、「錦江町総合振興計画」の趣旨に沿いながら、社会経済情勢の変化、新たな行政課題や多様な住民ニーズに的確かつ迅速に対応した行政サービスの提供が求められる一方、「選択と集中」「スクラップ・アンド・ビルド」等の概念を徹底させ、「錦江町行政改革大綱」の着実かつ的確な実行により、合理性や効率性の追求が必要不可欠です。

- (3) 民営化、指定管理、外部委託の3種類がある民間移行の中で、特に民営化を積極的に推進していかなければなりません。というのも、外部委託方式は、従来からすでに行われていたにもかかわらず、現状の事態を招いており、これ以上の削減効果は見込めず本質の解決にはなりません。また、指定管理方式は、指定された民間事業者が施設そのものを管理・運営することで、コスト削減に効果は表れています。しかも、この方式でなければならない部門もあり、行政の中には必要なことであります。

そこで、本町としては、現実的に可能である公共施設の移譲による事務事業の民営化を積極的に進めていくことを重要視し、本ガイドラインにおいて、その基本的な考え方を示すこととします。

2. 民営化による効果

(1) 「協働のまちづくり」への重要な手法

厳しい財政状況にあつて、少子・高齢化、国際化及びIT社会等への対応、住民ニーズの多様化、高度化、権限委譲等による業務量の増大等の課題に対応し、「自己決定・自己責任」に基づき、本町にふさわしい公共サービスのあり方を検討しなければなりません。

そのため、行政の責任領域を改めて見直し、地域において住民団体を始め、NPOや企業等の多様な主体が公共サービスを担い、補完し合う「協働のまちづくり」が求められています。民営化の推進は、そのための重要な手法と位置付けられています。

(2) 効率的、効果的な公共サービスの提供

行政が持つ財政、人材といった限られた経営資源だけでは、住民に提供できるサービスにも自ずと限界が生じます。そのような状況にあつて、町民のニーズに的確に答えていくためには、民間の能力やノウハウの積極的な活用によって、より効率的、効果的な公共サービスの提供に努めていかなければなりません。特に、福祉関係では専門的なノウハウが必要とされますし、事業関係では、企業感覚が求められています。そのことは、効率化や公共サービスの質向上に向けた職員の意識啓発につながることも期待できるものです。

(3) 経費削減による行財政基盤の確立

厳しい財政状況の中で、現在提供しているサービスの維持や新たな行政需要に対応するため、人件費、物件費等の削減を柱とした行政改革の推進によって、行財政基盤の確立を図る努力が全国の自治体でなされています。

特に、施設の維持・管理にかかるランニングコストの抑制を始めとした行政コストの削減を図るため、積極的に民営化を推進しなければなりません。

(4) 地場企業等の活用・育成による地域活性化

景気・雇用情勢は改善の兆しが見られず、依然として厳しい状況が続いており、地域経済の浮揚や地域の活性化という観点から、新たな雇用の創出が求められています。

そのため、今後の行政の役割は、自らがサービスを提供することから、総合的な調整機能を持つ「地域プロデューサー」へと転換し、起業をめざす人への支援、新しいビジネスや地域に密着した産業の育成という観点から、民営化によりその環境を提供していくことが必要です。つまり、可能な業務はできる限り民営化を行うことによって、地場を中心とした民間活力の活用や育成を積極的に推進していく必要があります。

3. 本町における民営化の方針

(1) 民営化の方針

民営化の効果、本町の現状や課題等を踏まえ、法的に町が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、民間で実施した方が住民サービスの向上につながる事業について、経費の削減や雇用創出の効果など総合的に慎重に検討することとします。

(2) 民営化の実施基準

民営化については、町民サービス、行政改革の効果、地域活性化への貢献という3つの基準を設定し、総合的な判断により実施します。

- ① サービスの水準が向上又は維持され、町民ニーズへの柔軟な対応が可能なこと。
- ② 行政改革の効果、特に経費の節減につながること。
- ③ 地場企業の育成、雇用創出等、地域活性化が図られること。

(3) 住民等への説明・協議

施設の民営化については、施設がある地域の方々を始め、利用者等、住民合意が必要となります。

そのため、できる限り事前の説明を行うとともに、住民の理解が得られるよう努めなければなりません。また、住民からの要望・意見を踏まえ、移譲先である民間事業者との協議も重ねます。

4. 本町における民営化の進め方

(1) 民営化の手順

- ① 現に町内において地元の企業もしくは団体等が同様の事業を展開している直営施設から優先的に民営化を検討します。
- ② 民営化を検討する事業は、行革大綱の実施項目に掲げたのちに検討に着手します。
- ③ 民営化にあたっては、個別に実施計画を作成し、積極的に情報を公開するとともに利用者等の理解と協力を得ながら進めます。
- ④ 個別の実施計画に沿って、移譲先の日途、財産処分、職員の処遇、利用者等の合意等、条件整備が完了したものから民営化を進めます。
- ⑤ 上記直営施設が複数ある場合、民営化の前段として、地域や利用者等の合意、統合先の受入態勢等の条件を整備し、可能な限り統廃合を進めます。

(2) 条件整備の検討

民営化する際の条件整備として、財産の処分及び職員の処遇については、適切かつ明確な対応に努めなければなりません。

財産の処分については、特に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく対応が必要となります。この法律は、補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合と建物の対応年数が経過した場合を除き、他団体への譲渡等、本来の目的に反した他団体への譲渡等を規制するものです。これに該当した場合は、建物の建設に係る補助金等は返済しなければなりません。

また、不動産及び動産については、詳細な条件提示を行う必要があります。特に、安全・安心な施設を維持するために、必要な措置について十分な協議を行います。

一方、職員の処遇については、移譲先である民間事業者に対し、雇用を希望するすべての職員が受け入れられるよう指導・助言を行います。また、正規職員においては、任用替えを要するケースも想定されるため、それぞれの意思を尊重した対応を図ります。

なお、これらの条件整備は、それぞれの事業の性格により異なるため、個別の実施計画において当該事業の性格により詳細に検討します。